

福祉のしおり

令和6年4月改訂



南風原町

南風原町社会福祉協議会

電子版はこちら⇒⇒



目次

1

保健・福祉に関する相談窓口一覧

役場相談窓口	4
社会福祉協議会窓口	4
1-1 地域包括支援センター	5
1-2 基幹相談支援センター	6
1-3 ふれあい福祉相談室	7
1-4 在宅介護支援センター	7
1-5 コミュニティソーシャルワーカー	8
1-6 民生委員・児童委員	8

2

低所得者世帯のために

2-1 生活保護	9
2-2 長期療養者に対する生活援助費の支給	9
2-3 助産制度	10
2-4 栄養強化事業	10
2-5 就学援助費の支給（要保護・準要保護）	11
2-6 生活福祉資金貸付事業	12
2-7 食料品・生活用品の提供	13
2-8 助け合い金庫貸付事業	13
2-9 限度額適用認定証・限度額適用・標準負担額限度額認定証	14

3

子育て世帯のために

3-1 児童手当	15
3-2 こども医療費助成	15
3-3 認可保育施設	16
3-4 一時保育事業	17
3-5 地域子育て支援センター事業	17
3-6 放課後児童クラブ（学童クラブ）	18
3-7 児童館	18
3-8 ファミリーサポートセンター事業	19
3-9 子育てサロン	20
3-10 子ども食堂キッチンちむぐる	20
3-11 母子保健推進員	21
3-12 児童扶養手当	22
3-13 母子及び父子家庭等医療費助成事業	23
3-14 ひとり親家庭等日常生活支援事業	24
3-15 母子父子寡婦福祉資金貸付	25

4

高齢者のために

4-1 介護保険事業	26
4-2 栄養改善事業	27
4-3 軽度生活援助事業（ホームヘルパー派遣）	27

4-4	南風原町加齢性難聴者補聴器購入助成事業	28
4-5	高齢者外出支援タクシー料金助成事業	29
4-6	高齢者外出支援サービス事業	30
4-7	日常生活用具給付事業	31
4-8	在宅老人緊急通報システム	32
4-9	生活管理指導短期宿泊事業	33
4-10	一般高齢介護予防通所事業（地域型）（中央型）	33
4-11	友愛訪問事業	34
4-12	ふれあいコールサービス事業	34
4-13	高齢者健康づくり推進事業	35
4-14	家族介護教室	35
4-15	家族介護者交流事業（リフレッシュ事業）	36
4-16	南風原町在宅介護者の会「にじの会」	36
4-17	認知症高齢者等SOSネットワーク	37
4-18	日常生活自立支援事業	38
4-19	日常的金銭管理支援事業	39
4-20	老人福祉医療助成金支給事業（おむつ代）	39
4-21	家族介護用品給付事業	40
4-22	南風原町老人クラブ連合会	40
4-23	後期高齢者医療制度	41
4-24	ミマモライド検索システム	42
4-25	住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額	43

5-1	身体障害者手帳の交付	44
5-2	療育手帳の交付	44
5-3	精神障害者保健福祉手帳の交付	45
5-4	自立支援医療	46
5-5	障害福祉サービス	47
5-6	移動支援事業	49
5-7	日中一時支援事業	50
5-8	補装具の給付	51
5-9	日常生活用具の給付	52
5-10	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	53
5-11	軽度中等度難聴児補聴器購入費等の助成	54
5-12	福祉機器リサイクル事業	55
5-13	重度心身障がい者（児）医療費の助成	56
5-14	特別障害者手当（20歳以上）障害児福祉手当（20歳未満）	57
5-15	特別児童扶養手当	58
5-16	障害年金	59
5-17	心身障害者扶養共済制度	60
5-18	地域活動支援センター	61
5-19	意思疎通支援事業	62
5-20	住宅改修費の助成	63
5-21	身体障害者自動車運転免許取得および自動車改造の助成	64
5-22	ちゅらパーキング利用制度	65
5-23	沖縄県ヘルプマークの配布	65

5-24	高速道路通行料金の割引	66
5-25	公共交通機関の料金割引	66
5-26	N H K放送受信料の免除	67
5-27	携帯電話料金の割引	67
5-28	自動車税（環境性能割・種別割）の減免	68
5-29	軽自動車税（種別割）の減免	68
5-30	所得税の障害者控除	69
5-31	住民税の障害者控除	70
5-32	声の広報等発行事業	71
5-33	南風原町身体障害者福祉会	71

役場相談窓口

相談内容	担当課	電話番号
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する困りごとや生活全般に関する相談 ・保育施設や子育て支援の利用に関する相談 	こども課（役場1階）	098-889-7028
<ul style="list-style-type: none"> ・不登校に関する教育相談 	教育相談支援センター（ちむぐくる館）	098-889-0501
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関する相談 	学校教育課学務班（役場4階）	098-889-6181
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に関する相談 	保健福祉課高齢者福祉班（役場2階）	098-889-4416
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関する幅広い相談（詳しくは5ページ） 	地域包括支援センター（役場2階）	098-889-3534
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の手帳発行や福祉サービスに関する相談 ・障がい者の医療費関係の相談 	保健福祉課障がい者福祉班（役場2階）	098-889-4416
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に関する幅広い相談（詳しくは6ページ） 	基幹相談支援センター（役場2階）	098-889-4416
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険や国民年金に関する相談 ・後期高齢者医療保険に関する相談 	国保年金課（役場1階）	098-889-1798
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産や子どもの発達に関する相談 ・健診や健康に関する相談 	国保年金課健康づくり班（ちむぐくる館）	098-889-7381

社会福祉協議会相談窓口

相談内容	担当	電話番号
<ul style="list-style-type: none"> （一般相談）（詳しくは7ページ） ・どこに相談すれば良いかわからないもの ・支援制度の利用のしかたなど幅広い相談 （法律相談） ・相続や離婚、損害賠償に関する相談 （司法書士相談） ・借金問題や債務整理に関する相談 	ふれあい福祉相談室（一般相談） 午前9時～11時 午後1時～4時 （法律相談） 第2・第3・第4木曜日 午前10時～12時 （司法書士相談） 第3水曜日 午前10時～12時	098-889-6270
<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区ごとに配置された相談員が地域に向き、支援の必要な方の把握や他の支援へのつなぎを行っています。（詳しくは8ページ） 	コミュニティソーシャルワーカー	098-889-3213
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の在宅介護に関する相談 ・介護保険に該当しない方への他制度の紹介（詳しくは7ページ） 	在宅介護支援センター	098-889-3502

地域包括支援センターは、介護、医療、福祉などの関係機関と協力して、地域のみなさんの健康、生活、財産、権利などを守るため、南風原町役場保健福祉課内に置かれている機関です。高齢者が安心して地域で暮らせるよう、高齢者の様々な不安や問題などの相談をうけ、介護や各種福祉サービスに関する情報提供を行い、総合的に支援しています。

内容

こんなことで困ったら・・・地域包括支援センターへ相談しましょう

(1) 介護のこと

- ・介護保険を利用したいのですが、どうすればいいですか？
- ・要支援と認定されたのですが、その後はどうすればいいですか？

(2) 健康のこと

- ・最近、足腰が弱くなり寝たきりへの不安があります。
- ・ひとり暮らしで持病もあり、急に具合が悪くなったら・・・と不安です。

(3) お金や財産のこと

- ・最近、物忘れがひどく、お金の管理に自信がなくなってきました。頼れる身内もいません。
- ・振り込め詐欺の被害にあってしまいました。

(4) 家族のこと

- ・母の介護をしていますが、つい声を荒げてしまいます。
- ・離れて住んでいるひとり暮らしの父が心配なのですが、なかなか様子を見に行けません。

(5) 近所の高齢者のこと

- ・最近顔を見かけなくなった高齢者がいますが、ひとり暮らしなので心配です。
- ・近所の高齢者が虐待されているようなのですが、どうしたらいいですか？

対象者

65歳以上の高齢者

支援の流れ

役場2階の地域包括支援センター窓口で相談を受けます。体調が悪かったり、家族の介護などで役場に来庁することが困難な高齢者の方の場合、地域包括支援センターの職員がご自宅に訪問することも可能です。

問い合わせ先
地域包括支援センター
(保健福祉課内 ☎098-889-3534)



基幹相談支援センターは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等、障がいの種別を問わず、障がいを抱えた方とそのご家族、または関係機関からの様々な相談に対して、相談者と一緒に解決策を検討します。

内容

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
 - ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
 - ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
 - ・地域の相談機関との連携強化の取組 等
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止
 - ・成年後見制度利用支援事業の実施
 - ・障がい者等に対する虐待を防止するための取組

対象者

障がいを抱えた方、ご家族、関係機関

支援の流れ

基幹相談支援センターは、役場2階保健福祉課障がい者福祉班内にあります。来所相談、電話相談以外に、相談員がご自宅を訪問し相談をお受けすることも可能です。また、地域の相談支援事業者と連携しながら相談対応します。お気軽にご相談ください。

問い合わせ先
南風原町基幹相談支援センター
(保健福祉課内 ☎098-889-4416)

お気軽にご相談ください ☎098-889-6270

住民のあらゆる心配ごとに対し適切な助言・援助を行い、問題解決のお手伝いをする「福祉総合相談所」です。

経済的なこと、家族のこと、仕事のこと、医療費・学資資金等の借入、借金に関すること、財産問題、法律問題、高齢者・障がい者（児）、母子世帯等の相談、子どもの不登校。虐待・DV、福祉制度・サービスの利用に関することなど、どんなことでもお気軽にご相談ください。

一般相談

月曜日から金曜日まで 午前9時～11時 午後1時～4時
※公休日を除く

法律相談

毎月第2・第3・第4 木曜日 午前10時～12時（予約制）
※弁護士：相続 離婚 損害賠償 等法律問題 など

司法書士相談

毎月第3水曜日 午前10時～12時（予約制）
※司法書士：借金問題 債務整理 登記 など



相談場所：

南風原町総合保健福祉防災センター
（ちむぐる館）相談室



在宅介護支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう保健・福祉・介護の相談に対し、総合的に支援しています。

内容

- ①在宅介護に関する相談を行います。
- ②公的サービスの利用手続きをお手伝いします。
- ③保健・福祉・介護サービス等を紹介します。
- ④介護保険に該当しない方々へ生活支援サービスを紹介します。
- ⑤高齢者の生活状況を把握し、福祉課題の早期発見・解決の支援を行います。

問い合わせ先

南風原町在宅介護支援センター
（ちむぐる館内 ☎098-889-3502）



地域において支援を必要とする住民に対して、地域のつながりや人間関係など本人をとりまく環境を大切にした支援を行う、地域に密着した相談員です。

コミュニティソーシャルワーカーは、小学校区ごとに配置され、担当地域へ積極的に出向き、世帯の把握や支援活動に取り組んでいます。



CSWの活動内容

- ①福祉制度や公的サービスを活用し、解決のお手伝いをします。
- ②民生委員・児童委員やご近所（地域住民）の協力と連携。
- ③自治会や各団体の活動を紹介し、地域で孤立しないよう支援します。
- ④災害時にひとりで避難することが困難な方（ひとり暮らし高齢者、障がい者・児等）の支援ネットワークづくりをお手伝いします。

問い合わせ先
町社会福祉協議会 (☎098-889-3213)



民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受けており、一定地域を担当し、常に地域住民の立場に立った活動を行います。すべての民生委員は子どもに関わる問題を担当する児童委員を兼ねています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関わる機関と児童委員との連絡調整を行い、児童委員の活動に対する援助及び協力を行います。

生活のこと、子育てのこと、福祉サービスに関することなど、困りごとがありましたらお気軽に地域の民生委員・児童委員へご相談ください。

民生委員・児童委員には守秘義務があります。ご相談内容の秘密は守られます。

主な活動

- ①地域住民の暮らしや福祉に関する相談活動
- ②福祉制度や支援サービスの紹介
- ③高齢者サロンなど、地域福祉活動への参加
- ④ひとり暮らし高齢者の見守り活動 など

問い合わせ先
南風原町民生委員児童委員連合会
(町社会福祉協議会 ☎098-889-3213)



2-1

生活保護

生活保護は給与や年金といった世帯の収入が国の基準を下回る場合に、世帯員の資産や能力、他のあらゆる制度を使っても生活の維持が出来ないときに、最低限度の生活を保障し、自立を助ける制度です。

内容

生活保護には以下の9つの扶助があり、申請により必要に応じて扶助が受けられます。

- ①生活扶助②住宅扶助③教育扶助④医療扶助⑤介護扶助⑥出産扶助
- ⑦生業扶助⑧葬祭扶助⑨一時扶助

対象者

世帯員が生活を支えるための努力をしても生活ができない方

支援の流れ

- ①相談 南部福祉事務所（字宮平）またはこども課へ相談してください
- ②申請 申請書（南部福祉事務所またはこども課で受取）の提出が必要です
- ③調査 生活や資産の状況を調査します
- ④受給開始 調査の結果、受給可能な方は支援が開始されます

問い合わせ先
こども課（☎098-889-7028）



2-2

長期療養者に対する生活援助費の支給

就労による収入で生計を支えていた方が傷病により3か月以上療養する場合、生活援助費を支給し、生活の安定とその世帯の福祉増進を図ります。

対象者

就労による収入で世帯の主たる生計維持者であったが、傷病により3か月以上療養することになった方

※ただし、生活保護世帯、町民税が一定額を超える方、公的年金受給者（寡婦年金を除く）、他から休業補償をうけることのできる方、本町居住1年未満の方は対象外となります

支給額

月額 20,000円（寡婦年金受給者は15,000円）

支給期間 12か月以内

支援の流れ

- ①相談 こども課へ相談してください
 - ②申請 申請書および診断書（こども課で受取）の提出が必要です
 - ③審査 申請書および診断書の審査を行います
 - ④支給決定 審査の結果、受給可能な方に支給を決定します
- ※受給開始後、定期的に現況報告書が必要になります。

問い合わせ先
こども課（☎098-889-7028）

出産費用にお困りの生活保護世帯・住民税非課税世帯等の妊婦が安全に出産できるように、指定病院での出産費用を助成します。

対象者

- ・ 町内に住所を有する方
- ・ 経済的な理由で入院助産を受けることができない方
(所得が一定以下の方(生活保護世帯、住民税非課税世帯など))

支援の流れ

- | | |
|-------|---|
| ①相談 | 南部福祉事務所(字宮平)またはこども課へ相談してください |
| ②申請 | 申請書(南部福祉事務所またはこども課で受取)や診断書等の提出が必要
※原則、予定日の2か月前までに申請が必要です |
| ③審査 | 申請書等の審査を行います |
| ④入所決定 | 審査の結果、対象となる方は助産施設への入所と出産費用援助が決定されます |

問い合わせ先
こども課 (☎098-889-7028)



母体の健康の保持と、胎児及び出生後の乳児の健全な成長を図るため、栄養の援助を必要とする妊産婦及び乳児に対して、栄養食品を支給します。

内容

栄養食品(粉ミルク)の支給

対象者

生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯、所得税非課税世帯の妊産婦および医師により栄養強化が必要と認められた乳児、栄養状態不良等により保健相談又は経過観察が必要と認められる乳児

支援の流れ

- ①必要書類を添えて申請書を提出
- ②支給の決定
- ③毎月保健師又は栄養士による指導を実施する際に直接支給

支給内容等

妊婦・産婦：妊産婦ミルク(1人1月につき中缶2缶)
乳児：乳児ミルク(1人1月につき大缶1缶)

問い合わせ先
国保年金課健康づくり班 (☎098-889-7381)

経済的理由により就学困難と認められる小中学生の保護者に対し、教育費の負担を軽減するため、学校給食費や学用品費等の支給を行っています。

対象者

次の（１）または（２）に該当する世帯のうち、①～⑤のいずれかに該当する世帯

- （１）町内に住所を有する児童・生徒もしくは令和6年度に入学を予定している者の保護者
- （２）町立の小中学校に区域外就学で通っている児童生徒の保護者

- ①現在、生活保護を受けている世帯
 - ②前年度または当該年度において、生活保護を停止または廃止された世帯
 - ③市町村民税が非課税の世帯
 - ④児童扶養手当を受給している世帯
 - ⑤世帯の収入が、町指定の基準額未満の世帯
- ※上記以外でも特殊な事情等で経済的に困りの世帯は対象となる場合がありますので、下記お問い合わせに確認ください。

支給額

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、入学準備金・新入学児童生徒学用品費等、学校給食費、医療費の一部または全額

※援助費目ごとに上限が異なります。

※入学準備金・新入学児童生徒学用品費等は毎年4月までの申請者に限ります。

※生活保護を受けている世帯は医療費と修学旅行費のみ対象です。

援助費目	小学校	中学校
学用品費	11,420円	22,320円
通学用品費（小2～6年、中2・3年）	2,230円	2,230円
校外活動費（宿泊なし）	1,570円以内	2,270円以内
修学旅行費	20,000円以内	60,000円以内
新入学児童生徒学用品費等・入学準備金（新小・中1年）	40,600円	47,400円
学校給食費	実費額	実費額
医療費（生活保護、町外在住の区域外就学者）	実費額	実費額

問い合わせ先
学校教育課（☎098-889-6181）



低所得者や障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。申請手続きについては、下記QRコードのリンク先またはお問い合わせ先でご確認ください。

総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活で賄うことが困難である費用 ・就職、転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立替費用
福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等に必要な経費 ・福祉用具の購入に必要な経費 ・障がい者用自動車の購入に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・就職後、初回給料日までの生活費 ・医療費又は介護費等の支払等 ・給与等の盗難、紛失 ・年金、保険、公的給付等の支給開始日まで
教育支援資金	教育支援費	高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む)大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校に修学するために必要な経費
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
臨時特例つなぎ資金		住居のない離職者で公的給付制度または公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ給付が始まるまでの生活に困窮している方に貸付する資金

対象者

低所得世帯...資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)。
 障害者世帯...身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含みます。)の属する世帯。
 高齢者世帯...65歳以上の高齢者の属する世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者等)。

注意

※その他注意点は下記QRコードのリンク先またはお問い合わせ先でご確認ください。

○貸付利子について

貸付利子は、総合支援資金・福祉資金福祉費は連帯保証人を立てた場合は無利子です。連帯保証人を立てられない場合は、据置期間経過後、年1.5%の貸付利子がかかります。

※「緊急小口資金」「教育支援資金」は無利子です ※世帯単位での貸付制度です。

○教育支援資金と緊急小口資金は保証人不要(原則)です。その他は原則として連帯保証人が必要です。保証人が立てられない方でも借受できる場合があります。

○日本学生支援機構、母子父子寡婦福祉資金、沖縄振興開発金融公庫等、他の制度利用が優先されます。

問い合わせ先
町社会福祉協議会

(☎098-889-6270 ・ ☎098-889-3213)



生活困窮世帯で、食料品をはじめ各種生活用品が不足している状態にあり、緊急的な支援を必要としている方に対し、町社会福祉協議会で保有する物品を提供することで、生活の立て直しを図ります。

内容

- ・食料品の提供（お米・野菜・インスタント食品・乾物・飲料など）
- ・生活用品の提供（洋服・生活雑貨など）

対象者

低所得世帯や離職・休職により収入がない等、様々な事情により食料品や生活用品の確保が困難な方

支援の流れ

- ①問い合わせ 社協へ問い合わせください。
 - ②物品提供 必要に応じて、提供します。
- ※町社会福祉協議会へ寄贈された物品を提供しています。
提供できる物品は主に中古品です。
※原則、町社会福祉協議会が保有している物品であり、物品の在庫状況では提供できない場合もあります。
※食料品については、町社会福祉協議会と関係機関に寄附された物品を活用して提供しています。



フードドライブ実施中

ご家庭で余っている食料品を生活に困っている方々のために提供してください。

- 募集している食料品（お酒は除きます）
すべての食料品で、賞味期限が1か月以上残っている未開封のものを募集しています。
お米、缶詰、乾めん、レトルト食品、カップめん、飲み物、お菓子、油、調味料など

問い合わせ先

町社会福祉協議会（☎098-889-6270・☎098-889-3213）

助け合い金庫貸付事業

療養又は休職、緊急の出費等で一時的に日常生活に支障が生じた世帯に対し、小口資金を無利子で貸付します。貸付には原則として保証人が必要です。（貸付額により保証人を免除する場合があります。）

内容

- 貸付限度額：10万円以内（保証人がいる場合） ※民生委員が援助活動を行います。
- 償還（支払）期間：貸付の日から1年以内

対象者

療養又は休職、緊急の出費等で一時的に日常生活に支障が生じた世帯

支援の流れ

- ①相談 社協へ相談してください。
- ②申請 申請書及び必要書類を準備し、社協へ申請します。
- ③審査 申請書類の内容を確認し審査します。
- ④貸付 審査の結果、決定した場合は申請者及び保証人等立ち合いのもと貸付を行います。

問い合わせ先

町社会福祉協議会

（☎098-889-6270・☎098-889-3213）



医療機関で「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担減額認定証」を提示することで、外来でも入院でも個人単位で一医療機関の窓口での支払いが（月額、1日から末日）限度額までとなります。認定証が必要な方は、申請が必要です。（※マイナンバー保険証を利用すれば、事前申請は不要となります。）

申請手続きについて、詳細はお問い合わせ先でご確認ください。

対象者

次の①～④の条件を満たしている方が対象となります

- ①国民健康保険に加入している方
- ②世帯全員が所得申告を行っていること（被扶養者を除き未申告者がいないこと）
- ③国民健康保険税の滞納がない世帯
- ④70～74歳の一般又は現役Ⅲの所得区分に該当しない方（70～74歳の一般、現役Ⅲの所得区分に該当する方は保険証の提示のみで限度額が適用されます）

70歳未満の自己負担限度額（月単位）

所得区分 ★1	3回目まで	4回目以降★2	食事代 (1食あたり)
901万円超 (ア)	252,600円 (総医療費-842,000円) × 1%を加算	140,100円	460円
600万円超901万円以下 (イ)	167,400円 (総医療費-558,000円) × 1%を加算	93,000円	
210万円超600万円以下 (ウ)	80,100円 (総医療費-267,000円) × 1%を加算	44,400円	
210万円以下の住民税非課税世帯 (エ)	57,600円	44,400円	210円★7
住民税非課税世帯 (オ)	35,400円	24,600円	

自己負担限度額（月単位）
70歳以上75歳未満の

負担割合・区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降★2	食事代 (1食あたり)
3割負担 現役並み所得 ★3	現Ⅲ 690万円以上	252,600円 (総医療費-842,000円) × 1%を加算		140,100円	460円
	現Ⅱ 380万円以上	167,400円 (総医療費-558,000円) × 1%を加算		93,000円	
	現Ⅰ 145万円以上	80,100円 (総医療費-267,000円) × 1%を加算		44,400円	
2割負担	一般	18,000円★6	57,600円	44,400円	210円★7
	低Ⅱ ★4	8,000円	24,600円	なし	
	低Ⅰ ★5	8,000円	15,000円	なし	

発行の必要はありません

注意点

- ★1 同一世帯の国保加入者全員の基礎控除後の総所得金額等
 - ★2 過去12か月間に同一世帯で自己負担限度額を3回以上超えた場合、4回目以降適用
 - ★3 同一世帯の70歳以上の国保加入者のうち、住民税課税所得が145万円以上の人いる世帯
 - ★4 住民税非課税世帯
 - ★5 住民税非課税で必要経費・控除を差引いたとき、0円となる世帯（年金所得は控除額80万円として計算）
 - ★6 8月から翌年7月までの年間限度額は144,000円
 - ★7 過去12か月で90日を超える入院の場合は、申請すると91日目以降分から160円
- 注；上記の自己負担限度額には食事代、パジャマ代等、保険適用外の負担は含まれません。

問い合わせ先
国保年金課 (☎098-889-1798)



3-1

児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、児童を養育している方に支給されます。お子さんが生まれたり、他市町村から転入したときに手続きが必要です。申請手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

対象者

南風原町在住で、中学生まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方。

内容

- ・原則として毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。受給者の住所地の市区町村から支給されます。(※公務員は勤務先から)
- ・原則として、申請日の翌月分の手当から支給の対象になります。

児童の年齢	児童手当額 (1人あたり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 ※第3子以降は15,000円
中学生	一律10,000円

※R6年10月制度改正有り。詳しくはQRコードから確認してください。

問い合わせ先
こども課 (☎098-889-7028)



3-2

こども医療費助成

こどもの健やかな成長に寄与することを目的に、南風原町在住の高校生年齢まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童の医療費を助成します。お子さんが生まれたり、他市町村から転入したときに手続きが必要です。申請手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

対象者

南風原町に住所を有し、かつ健康保険に加入している高校生年齢まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童。

内容

健康保険を適用した医療費の自己負担分(一部負担金)の額を助成します。
 ※歯科、整骨院等を含む
 ※他制度で負担分、各健康保険からの高額療養費・附加給付金の支給分を除きます

問い合わせ先
こども課 (☎098-889-7028)



認可保育施設は、保護者の就労や疾病などの理由により保育を必要とする児童を預かり保育をする施設です。また、発達支援を必要とする児童の健全な社会性の成長発達を促すこともを目的とした発達支援保育、保護者の就労時間等やむを得ない事情のために延長保育が実施されています。

対象者

- ・保護者及び児童が南風原町在住であること
- ・保護者が就労等の「保育を必要とする理由」があること
- ・生後3か月～5歳児までの集団保育が可能な児童（12月31日までに出産予定の児童は出生前の仮申請可能）

利用の流れ

事前に役場こども課への申込みが必要となります。

利用料

0歳時～2歳児クラスは保護者の市町村民税の所得割額により決定します。
3歳児からは、保育料は無料となりますが、食材料費等が必要となります。

	保育施設名	電話番号	所在地
保育所	宮平保育所	889-3920	宮平9
	津嘉山保育園	889-1336	津嘉山105
	かねぐすく保育園	889-4378	新川160
	南風原はなぞの保育園	889-3425	大名156-4
	若夏保育園	882-7800	津嘉山1667-9
	みつわ保育園	889-0767	喜屋武416-2
	さんご保育園	889-1768	本部434-44
	はえばる保育園	889-4259	津嘉山1208-1
	マイフレンズ保育園	888-2862	宮平375
	ていだ保育園	888-1945	宮平607-1
	なのはな保育園	888-0296	宮城52-1
	よなは保育園	889-6949	与那覇153-2
	ももの木保育園	851-4908	本部178-6
	やまがわ保育園	996-4188	山川347
	南風原やまびこ保育園	889-1536	宮平496-9
	明星保育園	996-1958	津嘉山108
	よなは第2保育園	851-4708	宮城321-3
地域型保育施設	よいサマリヤ人保育園	889-1339	新川460
	めだか保育園	889-0963	本部155-1
	くわの実保育園	851-8904	山川368-1
	たいようのおか保育園	996-3717	津嘉山113-1
	ぱすてる保育園 つかざん園	851-4430	津嘉山1351
	ひまわり保育園	889-1777	本部421-29
認定こども園	開邦幼稚園	889-5619	宮城428-1



保護者のパート就労や疾病・出産、介護等により一時的に家庭保育が困難な場合、児童を保育します。

理由により、利用限度日数が週1日～月15日と設定されています。

対象者

0～5歳までの子どもを養育する保護者で、パート就労や疾病・出産、介護等により一時的に家庭保育が困難な方

実施場所

宮平保育所、みつわ保育園、かねぐすく保育園（補助事業）
町内認可保育所（園）

※ 上記以外の保育園は自由事業となります。

※ 実施状況については各園へお問い合わせください。

利用料

各保育所（園）で設定されています。

問い合わせ先

こども課（☎098-889-7028）

事業実施保育園

地域子育て支援センターとは、保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供する場所です。利用方法については、実施保育園までお問い合わせください。

対象者

0～5歳までの子どもとその保護者

実施場所

- ①ふくぎの家（宮平保育所内） ☎889-3920
月～土 午前9時30分～午後3時
（土曜日は午前中、日曜日・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）
- ②たんぼぼ広場（津嘉山保育園内） ☎889-1336
月～金 午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時
（土日・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）
- ③がじゅまる広場（かねぐすく保育園内） ☎889-1336
月～土 午前9時～午後1時30分
（土曜日は自主交流・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）
- ④つぼみの家（よなは第2保育園内） ☎851-4708
月～金 午前9時～正午、午後1時～3時
（土日・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）

※園都合により、変更がある場合がありますので、実施状況については各園へお問い合わせください。

利用料

無料

問い合わせ先

制度のこと：こども課（☎098-889-7028）

利用のこと：事業実施保育園



放課後や学校休業日に保護者が仕事等で家庭にいない小学生に、生活の場や遊びを提供しています。

対象者

保護者が仕事や疾病その他の理由により昼間家庭にいない小学校1年生～6年生の南風原町在住の児童

利用の流れ

4月からの新規入所は毎年1月頃（年度によって変わります）に申込受付期間を設けます。期間内に入所を希望する各学童クラブへ直接お申し込みください。

※定員以上の申込があった場合は、各学童クラブで入所審査が行われます。

利用料等

各学童クラブにより異なります。

問い合わせ先
こども課（☎098-889-7028）



すべてのこどもが利用できる居場所として、遊び、レクリエーション、文化活動などをおして、心身ともに健やかに育成することを目的としています。

対象者

18歳未満のこども（未就学児は保護者の同伴が必要）

利用の流れ

初回利用時に登録カードを作成し、すぐに利用可能です。

児童館一覧

児童館名	電話番号	所在地
北丘児童館	889-3883	宮平489番地1
兼城児童館	889-6114	兼城84番地
本部児童館	889-5008	本部116番地
津嘉山児童館	888-2925	津嘉山663番地1

問い合わせ先
こども課（☎098-889-7028）



子育てのお手伝いを必要としている方（おねがい会員）と子育ての支援ができる方（サポート会員）がセンターに登録し、相互扶助活動による子育て支援を行います。

会員登録できる方

《おねがい会員》

- ①町内に居住する方、または町内の事業所に勤務する方
- ②生後4か月～小学6年生までの育児をしている方
- ③その他、育児支援が必要と認めた方

《サポート会員》

- ①原則、町内に在住する方
- ②健康で積極的に活動できる方
- ③センターが指定する講習会等を受講した方



具体的な支援内容

- ①保育園・幼稚園等の保育開始時間までの預かりおよび施設までの送り。
- ②保育園・幼稚園等の保育時間終了後の送迎。
- ③学校・学童クラブ等の終了後の預かり。
- ④子どもの軽度の病気時の預かり。
- ⑤保護者等の病気や急用時等の預かり。
- ⑥冠婚葬祭、または他の子どもの学校行事等の時の預かり。
- ⑦その他、支援が必要と認められた時。

利用料

サービスを利用した場合は、おねがい会員からサポート会員へ直接報酬を支払っていただきます。

◆月曜日～金曜日

- ・ 7:00～19:00 600円／1時間あたり
- ・ 19:00～22:00まで 700円／1時間あたり

◆土・日・祝祭日、年末年始

- 7:00～22:00まで 700円／1時間あたり

利用の流れ

- ①相談・登録 社協へ相談・登録してください。
- ②マッチング 社協の担当職員が、おねがい会員とサポート会員の顔合わせや調整等を行い、支援が開始されます。

問い合わせ先
南風原町ファミリーサポートセンター
(町社会福祉協議会 ☎098-889-3327)



地域の公民館等を利用して子育て中の親子が集まり、子育てについての情報交換や親子同士の交流を図ります。

実施地域

	実施地区	実施日
1	新川子育てサロン	毎月第1・2・3・4火曜日(午前10時～正午)
2	兼城子育てサロン	毎週木曜日(午前10時～正午)
3	照屋子育てサロン	毎週金曜日(午前10時～正午)
4	ちむぐる館	毎月第2・もしくは第3水曜日(午前10時～正午)

内容

親子で楽しめるレクリエーション、情報交換、子育て相談、おやつタイムなど。

対象者

主に就学前の子どもとその保護者



参加費

無料(イベント等の際は一部有料)

利用の流れ

- ①相談 社協へ相談してください。
- ②利用開始 参加可能な実施地区に直接ご参加ください。

問い合わせ先
町社会福祉協議会 (☎098-889-3327)



子ども達(高校生まで)を対象として、テイクアウト方式で弁当を提供します。

対象者

町内の高校3年生までの子ども

日時・場所

- 場所 ちむぐる館
- 開催日 毎週水曜日 午後5時開始(公休日、年末年始を除く)

利用料

100円

問い合わせ先
町社会福祉協議会 (☎098-889-3213)

母子保健推進員は、町長の任命をうけて妊産婦や保護者等が安心して育児に取り組めるよう、住民のよき相談相手として、各行政区に配置されています。行政と連携をとりながら、主に妊産婦や乳幼児の家庭を訪問し、健診等の母子保健事業のお手伝いを行っています。出産や子育てに関することで心配ごとや悩みごとがありましたら1人で悩まずお気軽にご相談ください。

問い合わせ先
国保年金課健康づくり班（☎098-889-7381）

離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

対象者

下記のいずれかにあてはまる児童（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者）を監護している母または父、父または母にかわって児童を養育している養育者に支給されます。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④父または母が生死不明の児童
- ⑤父または母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

手続き

- ①相談 こども課へ相談してください。
- ②申請 申請書等（こども課で受取）の提出が必要です。
※申請される方の状況によって必要な書類が異なります。
- ③審査 沖縄県にて、申請書類の内容を確認し審査します。
- ④決定 審査の結果、対象となる方には手当が支給されます。

手当の月額

（令和6年4月1日現在）

区分	全額支給	一部支給
児童1人の場合	45,500円	45,490円～10,740円
児童2人目の加算額	10,750円	10,740円～5,380円
児童3人目の加算額 （1人につき）	6,450円	6,440円～3,230円

※手当額は所得等に応じて決定されます。

問い合わせ先
こども課（☎098-889-7028）



母子及び父子家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的に、18歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成します。

申請手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

対象者

- (1) 母子家庭の母と児童
- (2) 父子家庭の父と児童
- (3) 養育者と養育者が養育する父母のいない児童

※児童とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者が対象です。

※所得制限があるため、毎年「現況届」の提出が必要となります。

助成の範囲

医療機関を受診した際の自己負担分(保険適用分)から一部負担金を控除した額を助成します。

※他制度で負担分、各健康保険からの高額療養費・附加給付金の支給分を除きます。

一部負担金

通院：1人1か月につき、1医療機関ごとに1,000円
(同医療機関から処方された薬局調剤分は合算)

入院：なし

問い合わせ先
こども課 (☎098-889-7028)



病気等、日常生活に援助が必要な状況となり、かつ援助を受けることが困難なひとり親家庭に対し、ヘルパー(家庭生活及び子育て支援員)を派遣し一時的な保育や日常生活のお手伝いをする制度です。

対象者

20歳未満の児童を養育している母子・父子家庭または寡婦家庭

利用できるとき

- ・母子家庭の母、父子家庭の父や、児童の一時的なケガや病気
- ・ひとり暮らしの寡婦、又は寡婦と同居している父母の一時的なケガや病気
- ・母子家庭の母、父子家庭の父の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動など（一時的なものに限る）
- ・冠婚葬祭、父母の出張、子の学校等の公的行事への参加など
- ・その他、一時的に援助を必要とする状況になったとき

手続き

- ①相談 こども課へ相談してください。
- ②申請 申請書（こども課で受取）の提出が必要です。
- ③審査 沖縄県母子寡婦福祉連合会にて、申請書類の内容を確認し審査します。
- ④決定 審査の結果、利用可能となった方が決定となります。
- ⑤派遣 ヘルパーが派遣され、一時的な保育や日常生活のお手伝いが開始されます。

派遣回数

原則として年間24回を限度としていますが、状況を判断のうえ対応します。

利用料

無料

問い合わせ先
こども課（☎098-889-7028）
沖縄県母子寡婦福祉連合会（☎098-887-4099）



母子父子（寡婦）家庭の経済的自立と、その扶養する児童（子）の福祉の増進を図るため無利子または低利で資金を貸付します。申請手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

対象者

- (1) 母子・父子家庭の母または父と扶養されている児童（子）
- (2) 寡婦家庭の母または子

母子・父子とは・・・配偶者のいない母または父で現に児童を扶養している者
 寡婦とは・・・配偶者のいない母で、かつて配偶者のいない母として児童を扶養していたことがある者
 児童とは・・・20歳未満の者

資金の種類と内容

資金の種類	内容
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金
修学資金	子どもの就学に必要な経費（授業料、交通費等）
技能習得資金	就職に必要な技能習得のための経費
修業資金	事業開始または就職に必要な知識技能習得のための経費
就職支度資金	就職に際し必要な経費および通勤用自動車等を購入する経費
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な経費
生活資金	技能習得・医療介護資金貸付期間中の生活維持に必要な経費・生活安定期間または失業中の生活維持に必要な経費
住宅資金	住宅の建設・購入・補修・増築などに必要な経費
転宅資金	住宅を転居するために必要な資金
就学支度資金	就学・修業するための必要経費
結婚資金	子どもの結婚に際し必要な資金

※原則として連帯保証人が必要です。保証人が立てられない方でも貸付を受けることができる場合があります。

問い合わせ先

こども課（☎098-889-7028）

南部福祉事務所（☎098-889-6364）



4-1

介護保険事業

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者となって加入し、保険料を負担する制度です。介護が必要となったとき、要介護認定を受けて介護サービスを一部負担で利用することができます。高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。

介護サービスの主な内容

- (1) 訪問系サービス(訪問介護など)
- (2) 通所系サービス(デイサービスなど)
- (3) 施設介護サービス(特別養護老人ホームなど)
- (4) その他サービス(住宅改修など)

対象者

65歳以上の介護認定が必要な方、40歳以上64歳以下の特定疾病の診断を受けている方

支援の流れ

- ①申請 保健福祉課にて申請してください。
- ②調査 訪問調査・主治医意見書を確認します。
- ③決定 調査や主治医意見書をもとに介護度を決定します。
- ④ケアマネジャー指定 ケアマネージャを指定し、サービス利用が始まります。

利用料等

利用者の所得に応じて1割～3割負担でサービス利用をします。

問い合わせ先
保健福祉課課 (☎098-889-4416)

在宅高齢者の方で健康で自立した生活を送ることが出来るよう、栄養バランスのとれた食事を届け、高齢者の食生活の確保と健康保持を図るとともに、安否の確認を行い、在宅生活を支援します。利用手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。



内容

月曜日から金曜日 昼食・夕食に栄養バランスのとれた食事を届け、在宅生活を支援します。

対象者

おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみ世帯等で調理が困難な方
※利用希望者の調理能力、経済的状況、親族の支援状況等を総合的に判断し、サービスの可否、利用回数等を決定します。

利用料

300円/1食あたり

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)

おおむね65歳以上の高齢者で日常生活上支援が必要な方に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事援助等の支援を行い心身の健康保持及び生活の安定を図ります。

対象者

掃除・調理などの支援が必要な方で、介護保険の認定を受けていない方

利用料

120円/1時間あたり

支援の流れ

- ①相談・申請 保健福祉課及び社協へ相談・申請してください。
- ②訪問調査 保健福祉課及び社協の職員が訪問し、対象者の状況を調査します。
- ③審査 保健福祉課にて、訪問調査の状況等を踏まえ審査します。
- ④支援開始 審査の結果、対象者等へ決定通知書を発行し、軽度生活援助事業を利用することができます。

※利用希望者の心身の状態、経済的状況、親族の支援状況を総合的に判断し、サービスの可否、利用回数等を決定します。



問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)
町社会福祉協議会 (☎098-889-3213)



聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる高齢者に、補聴器購入の費用の一部を助成します。

内容

- 助成額は補聴器本体1台分の購入費として1人2万5千円を上限とします。
- 助成は一人1回限りです。購入後の修理等は対象になりません。
- 助成の決定前に購入した補聴器は対象となりません。

対象者

- (1) 南風原町に住所を有し、実際に居住しており住民税非課税世帯及び、住民税均等割のみ課税世帯で申請時に満65歳以上の方。
- (2) 耳鼻咽喉科の医師から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要と意見書を徴することができる方。

※他の制度で補聴器の補助・交付を受けられる方は対象外です。

手続きの流れ

- ①地域包括支援センターの窓口で事前相談を行い、申請書を受け取ります。
- ②耳鼻咽喉科に受診し、医師の意見欄を書いてもらいます。
- ③申請書を町に提出します。
- ④町から助成決定通知が送付されます。
- ⑤補聴器を購入します。
- ⑥町に「助成金請求・講座振替依頼書」領収書の移し、助成金を振り込む口座の番号や支店名のわかる写しを提出します。

問い合わせ先
地域包括支援センター
(保健福祉課内) ☎098-889-3534



70歳以上で町民税非課税世帯の高齢者の経済的負担の軽減や日常生活の利便性向上を図るため、タクシーの初乗り運賃相当額600円を助成します。

利用期間

令和7年3月末まで

内容

600円(タクシーの初乗り運賃相当額)のチケットを1世帯につき1か月4枚交付します。

※20日以降の申請の場合は、翌月分から交付します。

対象者

次の①～④全てに該当する方が対象となります。

- ①70歳以上のみの世帯に属している。(施設入所者を除く。)
- ②世帯全員が町民税非課税である。
- ③世帯内に自家用自動車を所有している者がいない。
- ④町内に自家用自動車を所有する協力的な親族等がいない。



支援の流れ

- | | |
|--------|---|
| ①相談・申請 | 保健福祉課へ相談・申請して下さい。 |
| ②審査 | 保健福祉課にて、申請内容の審査をします。 |
| ③支援開始 | 審査の結果、対象者等へ決定通知を発行し、600円(タクシーの初乗り運賃相当額)のチケットを交付します。 |

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)



おおむね65歳以上の在宅高齢者で一般の交通機関を利用することが困難な方に対し、リフト付き車両を使って自宅と医療機関等の送迎を行います。（リハビリ通院を除く）

内容

- 利用料 無料
- 利用時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時（祝日・年末年始除く）
- 利用範囲 町内及び本町に隣接する市町村

対象者

おおむね65歳以上の在宅高齢者で一般の交通機関を利用することが困難な方

おおむね65歳以上の高齢者の方で歩行に不安があるため、自分で一般高齢介護予防通所事業（ミニデイ）や高齢者サロンの開催場所（地域公民館）まで歩くことが困難であり、家族等の援助も難しい方を送迎します。

※利用申請は、地域担当民生委員をとおして受付します。

内容

- 利用料 無料

対象者

おおむね65歳以上の高齢者の方で歩行に不安があるため、自分で一般高齢介護予防通所事業（ミニデイ）や高齢者サロンの開催場所（地域公民館）まで歩くことが困難であり、家族等の援助も難しい方



支援の流れ

- ①相談・申請 保健福祉課及び社協へ相談・申請してください。
- ②訪問調査 保健福祉課及び社協の職員が訪問し、対象者の状況を調査します。
- ③審査 保健福祉課にて、訪問調査の状況等を踏まえ審査します。
- ④支援開始 審査の結果、対象者等へ決定通知書を発行し、高齢者外出支援サービス事業を利用することができます。

問い合わせ先

保健福祉課（☎098-889-4416）
町社会福祉協議会（☎098-889-3213）





おおむね65歳以上の高齢者に対し、自立支援及び介護予防を促進することを目的として日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。利用手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

内容

【給付等品目】

- ・歩行支援用具（手すり・スロープ等）
- ・腰掛便座（ポータブルトイレ）
- ・入浴補助用具（シャワー用椅子等）
- ・電磁調理器
- ・火災報知器
- ・自動消火器
- ・福祉電話（貸与）

対象者

おおむね65歳以上の高齢者

※福祉電話は、低所得のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯で緊急連絡手段の確保が必要な方が対象となります（設置は無料ですが、毎月の基本料金・通話料は本人負担となります）。

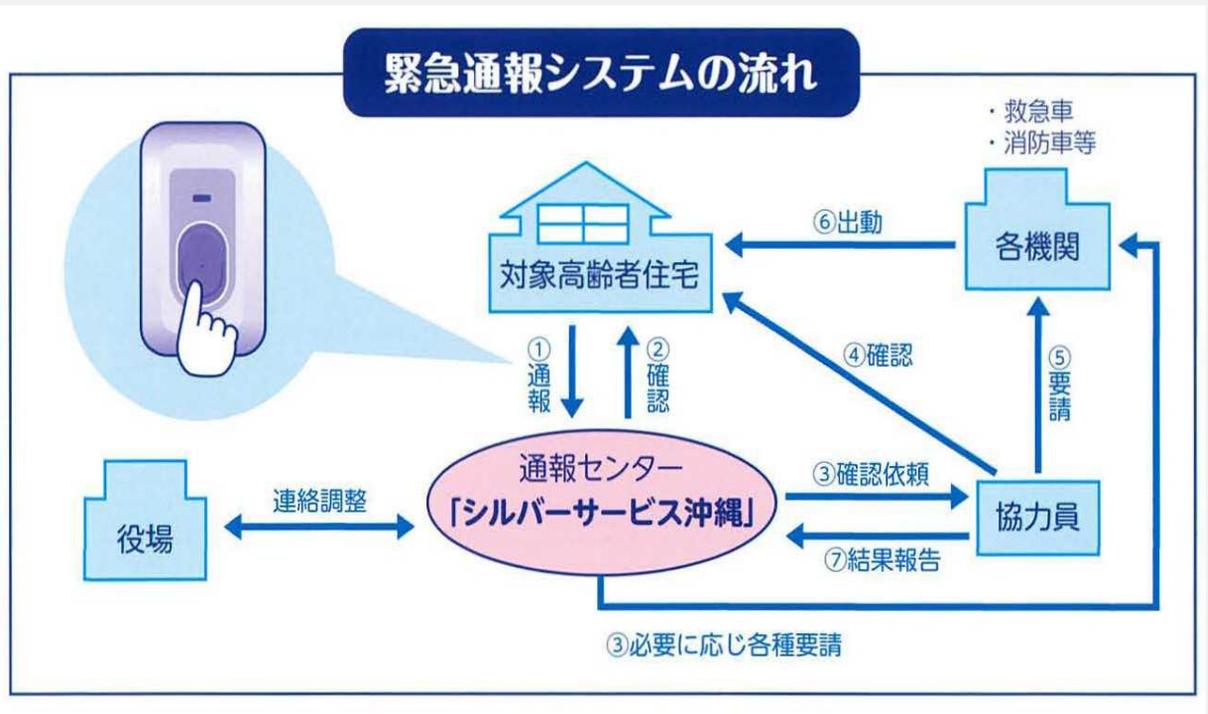
利用料

用具によって設定された利用限度額の範囲で購入額の1割の負担、または生計中心者の所得に応じた費用負担があります。

問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）

おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の急病・事故等の緊急時に迅速な対応ができるよう緊急通報システムを設置し、高齢者の日常生活上の安全確保と不安の解消を図ります。利用手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

内容



対象者

おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯

利用料等

- 負担額 設置は無料で電話料・電気代及び利用者の責による修理費については利用者負担となります。

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)

おおむね65歳以上の高齢者で緊急に短期入所が必要となった人に、一時的に介護老人福祉施設を利用してお世話します。利用手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

対象者

おおむね65歳以上の高齢者で緊急に短期入所が必要となった方
※利用可能日は7日以内

利用場所

介護老人福祉施設 嬉の里

利用料

施設利用費用+食事代

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)

地域の公民館・集会所・ちむぐる館を拠点にして健康チェック・レクリエーション・趣味活動を提供し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を促進し、社会的孤立感の解消および自立生活の支援を図ります。

対象者

おおむね65歳以上の高齢者で、日常生活がほぼ自立している方

利用料

利用料、食事代、活動の実施回数は各地域によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

地域型：支援の流れ

- ①相談・申請 社協へ相談・申請してください。
- ②審査 社協にて受入れ地域と調整し、審査します。
- ④利用開始 審査の結果を対象者へ伝え、一般高齢介護予防通所事業（地域型）を利用することができます。

中央型：支援の流れ

- ①相談・申請 保健福祉課へ相談・申請してください。
- ②訪問調査 保健福祉課の職員が対象者の状況を調査します。
- ③見学 中央型介護予防事業を見学します。
- ④審査 保健福祉課にて、調査の状況等を踏まえ審査します。
- ⑤利用開始 審査の結果、対象者等へ決定通知書を発行し、一般高齢介護予防通所事業（中央型）を利用することができます。

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)
町社会福祉協議会 (☎098-889-3213)



定期的な見守りが必要な世帯を対象に福祉協力員等が訪問し、安否の確認を行いながら孤独感の解消を図ります。

内容

週1回（火曜日）自宅訪問し交流することで、安否確認を行いながら孤独感を解消します。

対象者

定期的に見守りが必要と思われる世帯

支援の流れ

- ①相談・申請 社協へ相談・申請してください。
- ②訪問調査 社協の職員及び民生委員等が必要に応じて、対象者を訪問し状況を調査します。
- ③審査 社協にて、訪問調査の状況と民生委員の意見、福祉協力員の協力等を確認し、審査します。
- ④支援開始 審査の結果を対象者等へ伝え、見守り活動が開始されます。

問い合わせ先
町社会福祉協議会（☎098-889-3213）

おおむね65歳以上の単身高齢者世帯等へ定期的に電話をかけ、健康状態の把握や心のふれあいを図ります。

内容

週3回（月・水・金曜日）の定期的な電話で、健康状態の把握や安否確認、心のふれあいを図ります。

対象者

おおむね65歳以上の単身高齢者世帯等

利用料

無料

利用料

- ①相談・申請 保健福祉課及び社協へ相談・申請してください。
- ②訪問調査 保健福祉課及び社協の職員が訪問し、対象者の状況を調査します。
- ③審査 保健福祉課にて、訪問調査の状況等を踏まえ審査します。
- ④支援開始 審査の結果、対象者等へ決定通知書を発行し、ふれあいコールサービス事業を利用することができます。



問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）
町社会福祉協議会（☎098-889-3213）



ちむぐくる館健康増進室等を有効活用して、高齢者の筋力の維持・向上と健康・生きがいづくりを推進し、あわせて積極的な社会参加を図るため、町内を巡回する福祉バスを運行します。

内容

週3回（月・水・金曜日）健康推進員による指導を行っています。
※巡回福祉バス（無料）の運行もあり

対象者

おおむね65歳以上の高齢者

利用料

無料

支援の流れ

- ①相談 社協へ相談してください。
- ②利用 巡回福祉バスの運行日程を確認し利用してください。

問い合わせ先
町社会福祉協議会（☎098-889-3213）



在宅で介護をしている方が介護の方法や福祉制度および介護者自身の健康づくりについて学び、介護の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

対象者

おおむね65歳以上の高齢者等を介護している家族 他

利用料

無料

問い合わせ先
町在宅介護支援センター（☎098-889-3502）
町社会福祉協議会（☎098-889-3213）



在宅で要介護状態や認知症の高齢者等を介護している家族の方々が、交流や情報交換およびレクリエーションをとおして日頃の介護疲れを軽減し心身のリフレッシュを図れるよう支援します。

内容

交流会、ピクニック 等

対象者

おおむね65歳以上の高齢者等を在宅で介護している家族

問い合わせ先
町在宅介護支援センター（☎098-889-3502）
町社会福祉協議会（☎098-889-3213）



在宅で家族を介護している方々が、家族介護者交流事業等で、情報交換や心身のリフレッシュを図ることで介護負担を軽減し、在宅で安心して介護ができるよう様々な活動を行っています。

問い合わせ先
町在宅介護支援センター（☎098-889-3502）
町社会福祉協議会（☎098-889-3213）



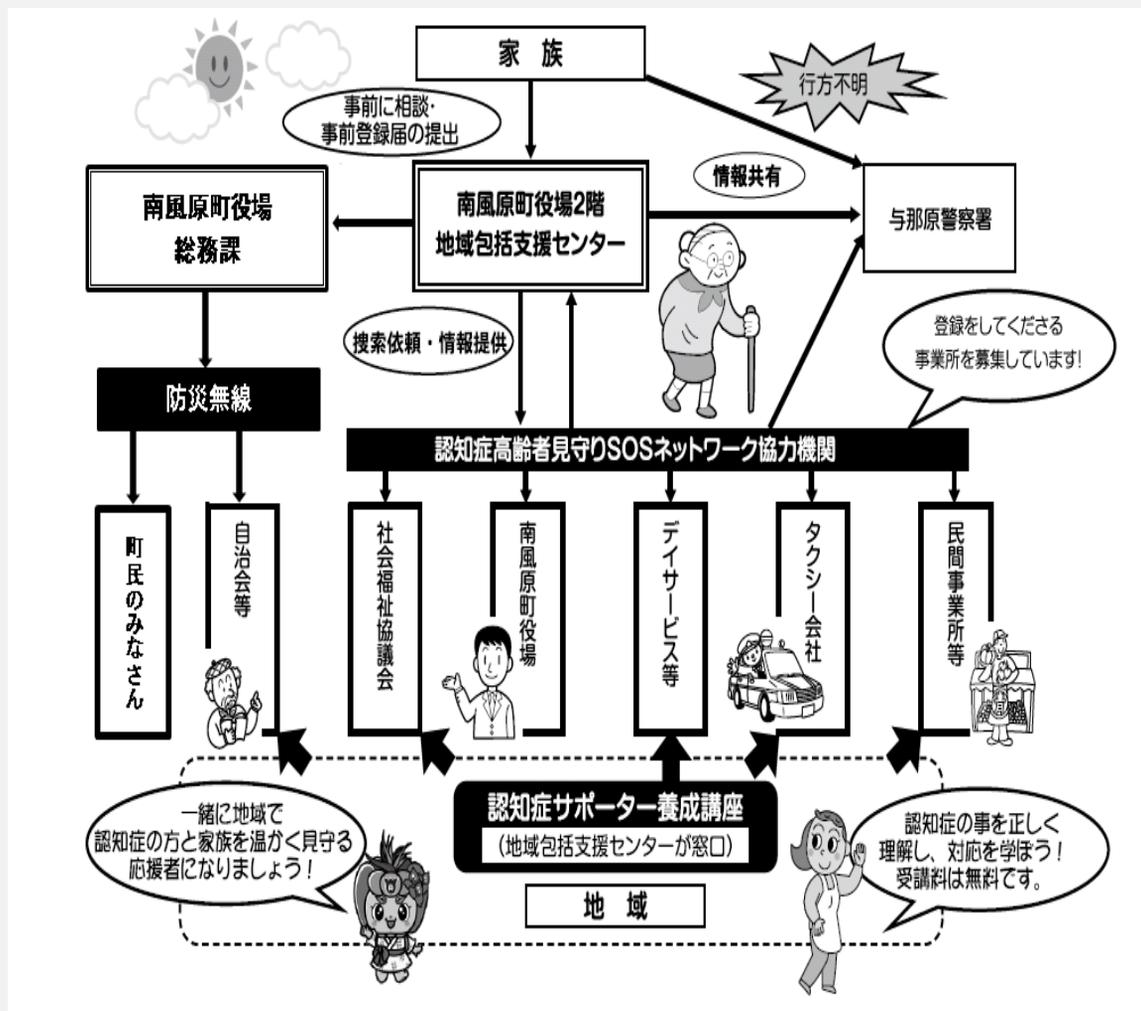
道迷いのおそれのある認知症高齢者等を早期に発見し保護できるよう、地域関係機関等の支援体制を造り、高齢者等の安全と家族等への支援を図ります。

対象者

町内に居住する認知症高齢者等

利用の流れ

- ①相談 地域包括支援センターに相談してください。
- ②登録 登録届を地域包括支援センターに提出します。
- ③体制構築 協力機関や警察との情報共有、捜査依頼体制を構築します。



問い合わせ先
地域包括支援センター (☎098-889-3534)



認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行うことが困難な方に対し、福祉サービスの利用、通帳や印鑑の預かり、入出金等の金銭管理を行い、住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるように支援を行います。

内容

- (1) 福祉サービス利用のためのお手伝い
 - 福祉サービスについての説明
 - 福祉サービスの利用・終了手続き
 - 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助
- (2) 日常的な金銭管理のお手伝い
 - 家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い
 - 年金、手当てなどの受け取り
 - 預貯金の出し入れなど
- (3) 書類などの預かりサービス
 - 通帳、印鑑、権利証などの預かり

対象者

- 認知症の方、精神に障がいのある方、知的に障がいのある方など福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行うことが困難な方
- 日常生活に不安のある方
認知症と判断されていない、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をもっていないが、日常生活において自分で契約などの判断や金銭管理に不安のある方

支援の流れ

専門員が利用希望者と相談しながら、契約書・支援計画を作成して契約を結び、専門員（生活支援員）によるサービスが開始されます。



利用料

1時間あたり1,200円（生活保護世帯は減額されます）

交通費

1キロあたり 10円（生活支援員がお手伝いの際にかかった距離）

問い合わせ先
町社会福祉協議会（☎098-889-3213）



判断能力の低下・欠如により自ら金銭管理が困難な方などで、日常生活に必要な金銭管理を行い住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるように支援を行います。ただし、日常生活自立支援事業などの利用までのつなぎや自立に向けた一時的な支援とします。

対象者

判断能力の低下・欠如により自ら金銭管理が困難な方で、日常生活支援自立事業のつなぎもしくは一時的な支援が必要と判断された方

利用料

無料

支援の流れ

専門員が利用希望者と相談しながら、契約書・支援計画を作成して契約を結び、専門員によるサービスが開始されます。

問い合わせ先
町社会福祉協議会（☎098-889-3213）

在宅高齢者(入院含む)に対し健康保険法等の保険外負担となっているおむつ代を助成します。申請手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

対象者

次の要件にすべて該当する方。

- ・65歳以上でおむつを6か月以上継続して使用おり、介護保険施設に入所していない非課税の方。
- ・南風原町に住民登録して6か月以上、生活保護等他の制度でおむつ代を補填していない方。
- ・南風原町の被保険者として介護認定を受けており、認定調査票においておむつ使用が確認できる方。

支給額

月額2,500円

支給時期

毎年9月末頃(3月～8月分)と3月末頃(9月～2月分)

問い合わせ先
保健福祉課課（☎098-889-4416）

在宅で介護を行っている家族の負担を軽減し、要介護者の在宅生活の継続と向上を図るため、介護用品を給付します。申請手続きについては、お問い合わせ先でご確認ください。

内容

介護用品の種類は紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、消臭剤、ラバーシート、ドライシャンプー、うがい薬

対象者

(1) 本町に住所を有する要介護4又は5に該当する在宅の高齢者で、町民税非課税世帯に属している方を介護している家族。家族が別世帯の場合は、家族も非課税世帯であること、同居に近い形で介護にあたっているときに限る。入院中は給付対象外となる。

支給額

月額 8,333円

問い合わせ先
保健福祉課課 (☎098-889-4416)

老人クラブでは、会員が生きがいづくり・仲間づくりをとおして、生活を豊かにするための活動を行うとともに、その知識や経験を活かして社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりをめざしています。

内容

- 主な活動
 - ・地域見守り活動（パトロール）
 - ・スポーツ大会（グラウンドゴルフ、ボウリング等）
 - ・カラオケ大会
 - ・女性部活動（友愛訪問、福祉レク・手工芸・料理講習会等）
- サークル活動
 - ・民謡サークル
 - ・カラオケサークル



問い合わせ先
南風原町老人クラブ連合会
(町社会福祉協議会内 ☎098-889-3213)



後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うものです。**被保険者証が1人に1枚ずつ交付**され、被保険者となる全員が**1人ひとり保険料を納めます**。こととなります。

対象者

- (1) 75歳以上の方（75歳の誕生日当日から資格取得）
- (2) 65歳以上74歳以下の方で一定の障害がある方（※）

※一定の障害をお持ちの場合、申請によりこの制度に加入することが出来ます。加入希望の方は町国保年金課へ申請対象かお問い合わせください。

保険料

【令和6年4月1日現在】

被保険者全員が等しく負担する・・・「均等割額」
被保険者の所得に応じて負担する・・・「所得割額」の合計となります。

均等割額	+	所得割額	=	保険料
56,400円		総所得金額等－基礎控除（43万円）] × 11.60%		上限額は80万円

※所得が低い世帯に属する被保険者の均等割額には軽減措置があります。

★給与所得者等が2名以上いる世帯については、基礎控除額（43万円）に、「（給与所得者等の数－1）×10万円」の金額が加算されます。

限度額摘要・標準負担額減額認定証（限度額認定証）について

限度額適用認定対象者は、下記表の○印の方になります。申請の上で認定証の交付を受けると、入院時の医療費や食事代等の自己負担額が減額されます。

適用区分については年金の種類や収入に応じて異なります。詳しくは町国保年金課へお問い合わせください。

【申請に必要な書類】：被保険者証 ※代理の場合は代わりに窓口に来る方の身分証も必要

負担割合		所得区分	外 来（個人）	入院＋外来（世帯単位）	入院時の食事（1食あたり）	限度額認定証 対象者
3割負担 (現役並み所得者)	課税世帯	区分(現役並み)Ⅲ 課税所得690万以上	[252,600円+(医療費-842,000円)×1%] ※	57,600円	460円	×
	限度額認定証該当 (課税世帯)	区分(現役並み)Ⅱ 課税所得380万以上	[167,400円+(医療費-558,000円)×1%] ※			○
		区分(現役並み)Ⅰ 課税所得145万以上	[80,100円+(医療費-267,000円)×1%] ※			○
2割	課税世帯	一般Ⅱ	18,000円または(6,000円+ (医療費-30,000円)×10%) の低い方を適用	18,000円	460円	×
1割負担	課税世帯	一般Ⅰ	18,000円			×
	限度額認定証該当 (非課税世帯)	区分(低所得)Ⅱ	8,000円	24,600円	○	
		区分(低所得)Ⅰ	8,000円	15,000円		100円

【○の方】
窓口での支
払額が自己
負担限度額
までとなり
ます

【×の方】
①窓口での
支払額は一
旦自己負担
分全額とな
ります。
②後日自己
負担限度額
を超えた分
が高額療養
費として還
付されます

※同一世帯で12か月以内に高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合は4か月目からの限度額です

特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定する特定疾病（「先天性血液凝固因子障害の一部」、「人工透析が必要な慢性腎不全」、「血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症」）の方は、1か月の窓口負担が医療機関ごとまたは薬局ごとに1万円までとなります。



認知症の方のおでかけをサポート

認知症の方が外出時に道に迷ってしまっても、身につけた小さなタグと自動販売機等に設置されたセンサーの情報によって、支援機関等がスマホを使いながら検索し、当事者の迅速な発見につながります。

ミマモライドの仕組み

①小さなタグを持って歩くだけで

500円硬貨大のタグを利用します。薄型、キーホルダー型など様々な形状があります。タグは普段持ち歩くもの、例えばカバンやお財布に入れたり、鍵や杖に付けたり、帽子や服に縫い付けたりできます。



②センサーが反応し、おおよその現在地をスマホに通知

自販機等に設置されたセンサーがタグからの電波を探知し、ミマモライドシステムを通して保護者のLINEへ位置情報などを送ります。センサー（子機）は自販機の他に公共施設や当事者宅にも設置します。

③支援機関や警察等と連携し検索・発見

道迷いが発生したときは捜索用ウェブページを立ち上げ、支援機関や警察等と連携します。LINEでの情報共有とマップアプリを利用し、少人数かつ短時間での発見・保護を目指します。



対象者

おおむね65歳以上の高齢者のいる家族など

利用料

無料

利用方法

- ・認知症の方の保護者が、登録のための手続きや面談を行い、みまもりタグを交付します。
- ・タグは認知症の方がかばんやお財布に入れたり、鍵や杖に張り付けたりして、外出時に身につけます。

問い合わせ先
町社会福祉協議会 (☎098-889-3213)

一定の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた場合、3か月以内に申請すると翌年度分の家屋に対する固定資産税が3分の1減額されます。工事内容・家屋の種類・対象者等、各種要件および申請手続きについては、下記QRコードのリンク先またはお問い合わせ先でご確認ください。

対象者

次のいずれかに該当する方が居住する住宅用の家屋

- (1)65歳以上の方
- (2)要介護認定または要支援認定を受けている方
- (3)障がい者の方

対象住宅

次の要件を全て満たす住宅用の家屋

- (1)新築後10年が経過した家屋(賃貸住宅を除く)
- (2)対象となる家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- (3)居住の用に供する部分の床面積が当該家屋の床面積に対して2分の1以上であること。

注意

国又は地方公共団体からの補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるものが対象となります。

問い合わせ先
税務課 (☎098-889-4413)



1. 障害者手帳について

5-1

身体障害者手帳の交付

身体に障がいがある方が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されます。手帳を持つことでさまざまな福祉サービスが受けられるようになります。手帳は重度の方から順に1～6級に区分されていますが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語等、肢体不自由、内部（呼吸器、心臓、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫）に分けられます。

対象者

身体に障がいがある方
（※身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた方）

支援の流れ

- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
 - ②申請 医師の診断書・意見書等の必要書類を準備し保健福祉課に申請します。
 - ③審査 沖縄県にて、診断書等の申請内容を審査します。
 - ④受給開始 審査の結果、対象の方には2～3か月程で手帳が交付されます。
- ※申請に必要な書類等は保健福祉課にお問い合わせいただくか町ホームページをご確認ください。

問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）



5-2

療育手帳の交付

知的障がいのある方に交付されます。手帳は重度の方から順にA1、A2、B1、B2に分けられており、手帳を持つことでさまざまな福祉サービスが受けられるようになります。

対象者

知的障がいがある方

支援の流れ

- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
 - ②申請 親子健康手帳等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。
 - ③審査 沖縄県にて、申請書類の確認や面談をとおして審査します。
 - ④受給開始 審査の結果、対象の方には2～3か月程で手帳が交付されます。
- ※申請に必要な書類等は保健福祉課にお問い合わせいただくか町ホームページをご確認ください。

問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）



精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方に交付されます。手帳は重度の方から順に1～3級に分けられており、手帳を持つことでさまざまな福祉サービスが受けられるようになります。また、手帳の有効期限は交付の日から2年間となっています。

対象者

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方

支援の流れ

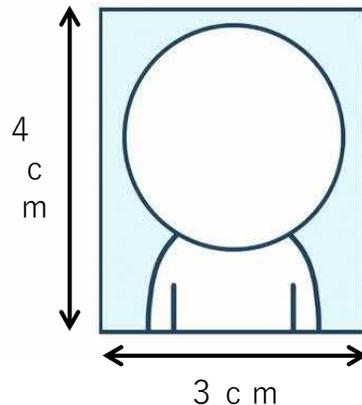
- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
 - ②申請 医師の診断書・意見書等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。
 - ③審査 沖縄県にて、診断書等の申請内容を審査します。
 - ④受給開始 審査の結果、対象の方には2～3か月程で手帳が交付されます。
- ※申請に必要な書類等は保健福祉課にお問い合わせいただくか町ホームページをご確認ください。

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)



障害者手帳の申請に必要な写真のサイズについて

顔写真の大きさは「たて4 cm×よこ3 cm」で撮影1年以内のものがが必要です。不鮮明、サングラスやマスク、帽子、目を閉じている写真については不可です。デジタルカメラや携帯、スマートフォンで写真を撮影している方は、印刷に使用する写真台紙は、写真専用の用紙を使用しご準備ください。



2. 自立支援医療について

5-4

自立支援医療

心身の障がい除去・軽減のための医療について医療費の自己負担額を軽減する制度です。精神通院医療、更生医療、育成医療の3つに分けられます。

対象者

- (1) 精神通院医療 精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する方
- (2) 更生医療 身体障害者手帳の交付を受け、その障がい除去・軽減する手術などの治療により効果が期待できる方
(18歳以上)
- (3) 育成医療 身体に障がいを有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により効果が期待できる方
(18歳未満)

支援の流れ

- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
- ②申請 医師の診断書等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。
- ③審査 沖縄県にて、申請書類の内容を確認し審査します。
- ④受給開始 審査の結果、対象の方には2~3か月程で受給者証が発行され、医療費の助成を受けることができます。

利用料等

原則、医療費の1割負担となります。
ただし、世帯の所得状況に応じて、自己負担の上限額が定められます。
※入院時の食事療養費または生活療養費については原則自己負担となります。

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)
南部福祉事務所 (☎098-889-6364)



3. 障害福祉サービス等について

5-5

障害福祉サービス

障がいをもつ方を対象に、介護の支援（介護給付）や自立生活・就活をめざす方の支援（訓練給付）を行います。

また、障がいのある児童や発達が気になる児童を対象に、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援（障がい児通所支援）を行います。

内容

（1）障害福祉サービス（介護給付、訓練給付）

障害福祉サービスは、ヘルパーなどが自宅を訪問し支援するサービスや利用者が施設に通ったり入所するサービスなどさまざまなものがあります。

障害福祉サービスとしては、介護の支援を行う介護給付と自立生活・就活をめざす方の支援を行う訓練給付があります。

	サービス名	内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルパー)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより個人での移動が困難な方に対し、移動時およびそれにとまなう外出先においても必要な援助、視覚的情報の支援などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合など、短期間（夜間も含め）施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに創造的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

	サービス名	内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A型：雇成型 B型：非雇成型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

(2) 障がい児通所

障がいのある児童や発達が気になる児童を対象に、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援（障がい児通所支援）を行います。

	サービス名	内容
障がい児通所	児童発達支援	療育が必要な未就学児童（保育園、幼稚園）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校に就学している児童（幼稚園除く）を対象に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援にあわせ、肢体不自由のある児童に対して必要とされる治療を行います。
	保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童を対象として、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

支援の流れ

- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
- ②申請 必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。また、申請とあわせて相談支援事業者を探していただきます。
- ③審査 申請者に対して、サービス利用の意向調査等を行います。
- ④受給開始 調査の結果、対象の方には2~3か月程で受給者証が発行されるので利用したい事業者と契約いただき利用します。

利用料等

原則、医療費の1割負担となります。
ただし、世帯の所得状況に応じて、自己負担の上限額が定められます。

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)



障がいがあり、屋外での移動が困難な方が余暇活動や社会参加のための外出等において、移動の支援を行います。なお、通院や通学等での利用は原則できません。

対象者

南風原町に住所があり、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①身体障害者手帳の交付を受けた方で、障がいの程度1級または2級の肢体不自由で四肢、体幹または移動機能の障がいがある方
- ②療育手帳の交付を受けた方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ④難病の患者に対する医療法律に規定する特定医療の支給決定を受けた方

※重度訪問介護または重度障害者等包括支援を受けている方や、同行援護または行動援護を受けている方は非該当となります。

支援の流れ

- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
- ②申請 障害者手帳等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。
- ③審査 申請書類の内容を確認し審査します。
- ④支援開始 審査の結果、対象の方には受給者証を発行し、移動支援事業所を利用することができます。

利用料等

原則費用の1割負担となります。
ただし、生活保護を受けている方に関しては、利用料は発生しません。

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)



障がい者・障がい児の家族の就労支援、および日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的として、障がい者（児）の日中活動の場を確保します。

対象者

南風原町に住所があり、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①身体障害者手帳の交付を受けた方
- ②療育手帳の交付を受けた方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

支援の流れ

- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
- ②申請 障害者手帳等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。
- ③審査 申請書類の内容を確認し審査します。
- ④支援開始 審査の結果、対象の方には受給者証を発行し、日中一時支援事業所を利用することができます。

利用料等

原則費用の1割負担となります。
ただし、生活保護を受けている方に関しては、利用料は発生しません。

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)



4. 補装具費・日常生活用具の給付について

5-8

補装具費の給付

身体障害者手帳の交付を受けている方および難病患者等（特殊の疾病告示に掲げる疾患に該当するもの）で、その障がいの内容及び程度に応じて補装具が支給されます。

なお、介護保険制度の対象者は介護保険制度が優先されますが、特殊な機能が必要な場合は利用できます。

内容

障がい者の身体の一部の欠損や機能の障がいを補い、身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用い、長時間にわたり継続して使用する補装具を支給します。

（例）義肢、車いす、装具、盲人安全つえ、眼鏡、補聴器、歩行器、
重度障害者用医師伝達装置 他

対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方および難病患者等（特殊の疾病告示に掲げる疾患に該当するもの）に該当する方

支援の流れ

申請において2通り（書類判定と来所判定）の申請方法があります。

事前申請が原則であり、申請前に購入した補装具は本制度の対象外となります。

①書類判定の場合

医師の処方箋や購入予定の装具見積書等の必要書類を準備し、保健福祉課で申請します。その後、申請書類を県が判定し、支給の決定が行われた際に補装具が購入できます。

②来所判定の場合

保健福祉課で来所判定の申請を行った後、県（沖縄県身体障害者更生相談所）が指定する日に申請者が直接来所し、判定を受けます。来所判定後に、支給の決定が行われた際に補装具が購入できます。

※申請に必要な書類等は保健福祉課にお問い合わせいただくか町ホームページをご確認ください。

利用料等

原則、費用の1割負担となります。

ただし、世帯の収入状況に応じて費用負担の上限額が定められています。



問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）



障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている方および難病患者等（特殊の疾病告示に掲げる疾患に該当するもの）で、その障がいの内容および程度に応じて日常生活の便宜を図るためのさまざまな用具が給付されます。

内容

障がいの内容および程度に応じて日常生活の便宜を図るためさまざまな用具を給付します。

対象物品（例）

- ① 上肢機能障がい者：特殊便器、情報・通信支援用具
- ② 下肢機能障がい者：特殊寝具、入浴補助用具、歩行支援用具 他
- ③ 視覚障がい者：ポータブルレコーダー、時計、音声読み上げ装置 他
- ④ 聴覚障がい者：屋内信号装置、通信装置、情報受信装置 他
- ⑤ 内部機能障がい他：吸引器、ネブライザー、ストマ用器具 他

対象者

障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている方および難病患者等（特殊の疾病告示に掲げる疾患に該当するもの）に該当する方

支援の流れ

- ① 相談 保健福祉課へ相談してください。
- ② 申請 購入予定用具の見積書類等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。**事前申請が原則です。**
- ③ 審査 申請書類や所得状況等を確認します。
- ④ 給付 審査の結果、給付対象の方には交付決定を行います。決定が行われた後に用具が購入できます。

利用料等

原則費用の1割負担となります。
ただし、世帯の収入状況に応じて費用負担の上限額が定められています。
また、用具毎に支給基準額が定められていますので、基準額以上購入の際は、その差額においても自己負担となります。

問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）



在宅の小児慢性特定疾病児童（小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方）に対し、日常生活に必要な用具を給付します。

内容

障がいの内容および程度に応じて日常生活の便宜を図るためさまざまな用具を給付します。

対象物品（例）

- ① 上肢機能障がい者：特殊便器、情報・通信支援用具
- ② 下肢機能障がい者：特殊寝具、入浴補助用具、歩行支援用具 他
- ③ 視覚障がい者：ポータブルレコーダー、時計、音声読み上げ装置 他
- ④ 聴覚障がい者：屋内信号装置、通信装置、情報受信装置 他
- ⑤ 内部機能障がい他：吸引器、ネブライザー、ストマ用装具 他

対象者

障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている方および難病患者等（特殊の疾病告示に掲げる疾患に該当するもの）に該当する方

支援の流れ

- ① 相談 保健福祉課へ相談してください。
- ② 申請 購入予定用具の見積書類等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。**事前申請が原則です。**
- ③ 審査 申請書類や所得状況等を確認します。
- ④ 給付 審査の結果、給付対象の方には交付決定を行います。決定が行われた後に用具が購入できます。

利用料等

原則費用の1割負担となります。
ただし、世帯の収入状況に応じて費用負担の上限額が定められています。
また、用具毎に支給基準額が定められていますので、基準額以上購入の際は、その差額においても自己負担となります。

問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）



身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の児童に対し、補聴器の購入又は修理に要する費用の全部又は一部を助成することにより、言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援します。

対象者

南風原町に住所があり、次の全てに該当する方が対象となります。

- (1) 18歳未満の児童
- (2) いずれかの耳または両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない児童
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の指定医師から判断されている者

ただし、以下の項目に当てはまる場合支給対象外となります。

- ①他の制度で補聴器の交付の対象となる場合
- ②申請及び給付決定前に補聴器を作製、購入及び修理した場合
- ③保護者又は世帯員のいずれかが一定所得以上（市町村民税所得割額46万円以上）の場合

申請の流れ

- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
- ②申請 医師の診断書等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。
事前申請が原則です。
- ③審査 申請書類や所得状況等を確認します。
- ④給付 審査の結果、給付対象の方には交付決定を行います。決定が行われた後に用具が購入できます。

利用者負担等

原則費用の3分の1の負担となります。

ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の場合は、利用者負担はありません。

問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）

福祉機器を必要とする在宅で生活する身体障がい者等に一定期間機器を貸し出しすることで、日常生活の利便を高め、本人や家族等の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。この事業は、南風原町社会福祉協議会へ委託し実施しております。

対象者

南風原町に居住している方で、障がい、疾病等により福祉機器を必要としている方

利用の流れ

- ①相談 町社会福祉協議会へ相談してください。
- ②申請 町社会福祉協議会へ申請します。
- ③借用 希望する福祉機器を町社会福祉協議会から借用します。
- ④返却 借用した福祉機器を町社会福祉協議会へ返却します。

【福祉機器の運搬について（借用及び返却時）】

福祉機器の運搬は、申請者で行っていただきます。運搬が難しい場合は、有料による運搬サービスのご案内を行います。詳しくは、お問い合わせください。

利用者負担等

福祉機器の借用にかかる費用は無料です。ただし、次の福祉機器については消毒費用（実費相当）の負担※が必要です。
※生活保護世帯の場合は消毒費用の負担を免除します。申請時に保護証明書を持参してください。

貸出期間

原則3か月以内です。

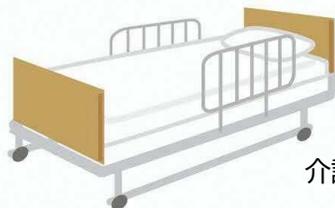
問い合わせ先

保健福祉課（☎098-889-4416）

町社会福祉協議会（☎098-889-3213）



車椅子



介護用ベット



歩行器



ポータブルトイレ



シャワーチェア

5. 医療費やその他の助成について

5-13 重度心身障がい者（児）医療費の助成

心身の重度の障がいのある方が医療機関を利用した場合、その自己負担分（保険適用外は除く）に対し、医療費が助成されます。（※所得制限あり）

対象者

南風原町内に住所がある医療保険に加入している方で、障がいの程度が次のいずれかに該当する方。（※町外の施設に入所されている方も、対象になる場合があります）

- ①身体障害者手帳1級または2級の方
- ②療育手帳A1またはA2の方
- ③身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の方
- ④療育手帳B1で特別児童扶養手当1級を受給している方
- ⑤療育手帳B1で障害基礎年金1級を受給している方

支援の流れ

- | | |
|-------|------------------------------------|
| ①相談 | 保健福祉課へ相談してください。 |
| ②申請 | 障害者手帳等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。 |
| ③審査 | 申請書類の内容を確認し審査します。 |
| ④受給開始 | 審査の結果、対象の方には受給者証を発行し、医療費助成を受けられます。 |

問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）



6. 年金や手当について

5-14 特別障害者手当（20歳以上） 障害児福祉手当（20歳未満）

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい者（児）に手当が支給されます。

ただし、施設に入所したときや3か月以上の入院、本人や配偶者および扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は支給されません。

対象者

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい者（児）
※特別障害者手当（20歳以上）は、障がい重複していることも条件となります。

支援の流れ

- ①相談 南部福祉事務所（字宮平）または保健福祉課へ相談してください。
- ②申請 医師の診断書等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。
- ③審査 南部福祉事務所にて、申請書類の内容を確認し審査します。
- ④受給開始 審査の結果、対象の方には手当が支給されます。

手当額

特別障害者手当	月額	28,840円（令和6年4月時点）
障害児福祉手当	月額	15,690円（令和6年4月時点）

問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）
南部福祉事務所（☎098-889-6364）



身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している人に手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

対象者

一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人（所得制限あり）

※日本国内に住所を有しないとき、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき、児童福祉施設等に入所しているときは、手当を受けることができません。

手続き

- ①申請 医療機関で取得した所定の診断書（※）や戸籍謄本等の必要書類を準備しこども課に申請します。
 - ②審査 沖縄県にて、申請書類の内容を確認し審査します。
 - ③決定 審査の結果、対象となる方には手当が支給されます。
- （※）療育手帳Aや身体障害者手帳（内部障がいを除く）の交付を受けている人は、診断書を省略できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

支給額

1級 月額 55,350円 2級 月額 36,860円 （令和6年度）
支給時期は年3回。（4月、8月、11月）

問い合わせ先
こども課（☎098-889-7028）



障害年金は、病気やケガによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、65歳未満の方も含めて受け取ることができる年金です。

対象者

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師または歯科医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた方は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた方は「障害厚生年金」が請求できます。また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

支援の流れ

障害年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。

- ①初診日を確認のうえ、お近くの年金事務所または役場窓口へご相談ください。事前に保険料の納付要件や手続きに必要な書類（診断書など）を確認します。
- ②「年金請求書」と必要書類を年金事務所または役場窓口へご提出ください。
 - ・「障害基礎年金」の請求書提出先：お近くの年金事務所または役場窓口
 - ・「障害厚生年金」の請求書提出先：お近くの年金事務所

支給額

障害基礎年金の年間支給額（令和6年度の場合）

障害の程度が1級の場合：年額1,020,000円 +（子の加算）
（昭和31年4月1日以前に生まれた方は年額1,017,125円+（子の加算））
障害の程度が2級の場合：年額816,000円 +（子の加算）
（昭和31年4月1日以前に生まれた方は年額813,700円+（子の加算））

問い合わせ先
ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）
国保年金課（☎098-889-1798）

日常生活において心身障がい者（児）を扶養している保護者が、加入者として毎月一定の掛金を振込み、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、心身障がい者（児）に対し、終身一定額の年金を毎月支給する任意加入の共済制度です。

対象者

心身障がい者（児）の保護者で、次の全ての条件に該当する方

- ①加入時年度の4月1日時点の年齢が65歳未満の方
- ②特別の疾病、または障がいを有していない方
※健康状態によっては、加入いただけない場合もあります。

支援の流れ

- ①相談 南部福祉事務所（字宮平）へ相談してください。
- ②申請 住民票等の必要書類を準備し、南部福祉事務所に申請します。
- ③審査 沖縄県にて、申請書類の内容を確認し審査します。
- ④受給開始 審査の結果、対象の方には決定（認定）通知が送付されます。

手当額

（1）掛金

加入時の保護者の年齢により、9,300円～23,300円が必要です。
（※加入時の所得に応じ、掛金の減額があります）

（2）年金給付額

- ・1口加入の場合 毎月20,000円
- ・2口加入の場合 毎月40,000円

問い合わせ先
南部福祉事務所（☎098-889-6364）



6. 日常生活における支援について

5-18

地域活動支援センター

障がい者の地域生活を支援するため、創作的活動や生産活動の場を用意し、社会との交流を促進します。

対象者

南風原町に住所があり、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①身体障害者手帳の交付を受けた方
- ②療育手帳の交付を受けた方
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ④自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方

支援の場所

地域活動支援センターてるしの
住所：南風原町字宮平206-1
電話：098-888-5658

利用申請の流れ

- ①相談 保健福祉課または地域活動支援センターてるしのへ相談してください。
- ②申請 障害者手帳等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。
- ③審査 申請書類の内容を確認し審査します。
- ④利用決定 審査の結果、利用が認められた時は、利用決定通知書を交付します。
- ⑤利用開始 利用者が地域活動支援センターてるしのと利用契約します。

利用料等

無料

問い合わせ先

保健福祉課（☎098-889-4416）

地域活動支援センターてるしの（☎098-888-5658）

聴覚障がい者、難聴者、中途失聴者のコミュニケーションの確保を図るため、公的機関等で手話通訳や要約筆記（筆談）を必要とする際に、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。

対象者

南風原町内在住であり、聴覚障がい者等と意思疎通を必要とされる方

派遣内容

- (1) 地方公共団体その他の公共機関への用務
- (2) 医療機関への受診（健診）等
- (3) 学校、保育所等における教育又は保育の用務
- (4) 町又は町内福祉関係団体が実施する行事等
- (5) その他町長が認めるもの

ただし、社会通念上又は公共の福祉に反すると認める場合においては、派遣はできません。

事業の申請

事前の申請が必要です。派遣を希望する方は、問い合わせ先までご連絡ください。

手話通訳の配置

聴覚や言語に障がいのある方のコミュニケーション確保のため、手話で対応のできる専門の通訳者を役場保健福祉課窓口に設置しております。役場内での手続き等をお手伝いします。

問い合わせ先

保健福祉課（☎098-889-4416）

FAX：098-888-1772

E-Mail H8894416S@town.haebaru.lg.jp



手話であいさつをしてみましょ



まずは、かんたんな挨拶で手話を練習してみましょ。

おはようございます



1

右手でこぶしを作り、こめかみのあたりにあててから、下ろす。



2

腕前で向かい合わせて立てた両手人差し指を同時に曲げます。

こんにちは



1

立てた右手人差し指・中指を重ねて額の中央にあてます。



2

腕前で向かい合わせて立てた両手人差し指を同時に曲げます。

身体の不自由な方が住宅の改造を必要とする場合にその費用を助成します。ただし、扶養義務者の所得に応じた費用負担があります。（助成は原則1回）介護保険の対象となる方は、介護保険利用が優先となります。

内容

身体の不自由な方に対して、在宅で安全に生活できるよう住宅を改修するための費用助成を行います。

（助成の範囲）

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取り替え
- ・洋式便器等への便器の取り替え
- ・その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

対象者

町内に居住する下肢、体幹機能障がい者または乳幼児以前の運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する学童児童以上の身体障害者（児）で、等級2級以上（特殊便器への取り替えについては、上肢障害2級以上）の方。

支援の流れ

- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
- ②申請 障害者手帳等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。
- ③審査 申請書類の内容を確認し審査します。
- ④受給開始 審査の結果、対象の方は助成を受けることができます。

利用料等

助成限度額 20万円（限度額を超える分は自己負担となります）

問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）

身体障害者手帳の交付を受けている方で、自動車の運転免許を取得しようとする方や自動車の改造費用に対し、10万円以内の助成を行います。ただし、障がい内容等により受けられない場合があります。

対象者

南風原町内に住所がある方で、下記の条件を全て満たす方。
※免許取得および自動車改造のどちらも所得制限があります。

(1) 免許取得の場合

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方で上肢、下肢または体幹機能障害の程度が1級・2級である方。または聴覚障害のある方。
- ②免許の取得により社会参加が見込まれる方
※ただし、過去に交通法違法等により免許失効・取消処分をうけた方は対象外となります。

(2) 自動車改造の場合

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方で上肢、下肢または体幹機能障害の程度が1級・2級である方
- ②自らが所有し、運転する自動車に改造する方
- ③自動車の改造により社会参加が見込まれる方

支援の流れ

- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
- ②申請 障害者手帳等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。
- ③審査 申請書類の内容を確認し審査します。
- ④受給開始 審査の結果、対象の方は助成を受けることができます。

※運転免許取得助成の場合は、申請前に公安委員会で運転適正調査を受ける必要があります。

利用料等

原則、費用の3分の2以内の助成となります。
ただし10万円を上限額とし、上限額を超える分は自己負担となります。

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)



公共施設や商業施設などに設置されている障がい者等用駐車区間（「車いすマーク」のある駐車区画）において、歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方を対象に「利用証」を交付し、障がい者等用駐車区画の利用ができる制度です。

対象者

次のいずれかに該当し、歩行が困難な方または移動の際に特別は配慮が必要な方が対象となります

- ①身体障がい者
- ②知的障がい者
- ③精神障がい者
- ④難病患者
- ⑤高齢者等（要介護認定を受けた方）
- ⑥妊産婦
- ⑦その他知事が必要と認める方

左記載の方のうち、
「歩行が困難な方」または
「移動の際に特別な配慮が必要な方」

支援の流れ

- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
- ②申請 障害者手帳等の必要書類を準備し、保健福祉課に申請します。
- ③利用開始 申請内容を確認し、対象の方には申請当日に窓口で利用証を交付し、障がい者等用駐車区画を利用できます。

問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）



外見からは分からなくても、障がい等により援助や配慮が必要であることをお知らせする「沖縄県ヘルプマーク」を配布します。申請が必要ですが、手帳を所持していなくても受け取れます。

対象者

援助や配慮を必要とする状態の方が対象となります。

（例）

視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語障がい、内部障がい、難病、高次脳機能障がい、認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がい、妊娠中など

支援の流れ

- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
- ②申請 保健福祉課に申請します。
- ②利用開始 申請窓口でヘルプマークを配布しますので、かばん等に付けて利用できます。



問い合わせ先
保健福祉課（☎098-889-4416）



7. 割引・税の減免や控除について

5-24

高速道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、事前に割引の登録手続きをすることで、高速道路通行料金が半額になります。

※登録できる自動車について、自動車の種類や所有者に制限があります。

対象者

- (1) 障がい者ご本人が運転する場合
身体障害者手帳の交付を受けている全ての方
- (2) 障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗する場合
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がい（手帳に記載されている「種類」が1種）の方

支援の流れ

- ①相談 保健福祉課へ相談してください。
- ②申請 障害者手帳等の必要書類を保健福祉課に提出が必要です。
- ③審査 申請書類の内容を確認し審査します。
- ④受給開始 審査の結果、対象の方には障害者手帳に割引表示を記載し、割引が開始されます。
※ETC利用の際は、3週間程かかります。

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)



5-25

公共交通機関の料金割引

次のような各種運賃の割引制度があります。多くが手帳の提示のみで割引が受けられますが、利用する際にご不明な点があれば、各公共交通機関の窓口や係員へおたずねください。

○バス (5割引)

本人・運行会社が必要を認めた場合に限り、介護人ひとりまで同額の割引きが適用されます。

○ゆいレール (5割引)

障害者手帳を所持されている方ひとりにつき、介護人ひとりまで同額の割引きが適用されます。

○タクシー (1割)

本人および同一便に搭乗される介護人ひとりまでが対象です。割引きは、航空会社・路線等によって異なりますので、航空会社や旅行会社へご確認ください。

※精神障害者保健福祉手帳は顔写真つきであることが必要な場合があります。また、ご搭乗当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。

問い合わせ先 各公共交通機関

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方かたがいの世帯で下記の要件に該当する場合は、NHK放送受信料の全額免除または半額免除が受けられます。免除の適用を受ける際は、免除申請手続きが必要です。

(手帳の有効期限や再認定時期が過ぎている場合は、手続きできません。)

対象者

(1) 全額免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員の市町村民税が非課税の場合

(2) 半額免除

次の内容で障害者手帳をお持ちの方が世帯主で、かつ、受信契約者である場合

(身体障害者手帳) 1, 2級の方、視覚・聴覚障がいについては1~6級

(療育手帳) A1,A2の方

(精神障害者保健福祉手帳) 1級の方

支援の流れ

- | | |
|-----|---|
| ①相談 | 保健福祉課へ相談してください。 |
| ②申請 | 障害者手帳等の必要書類を保健福祉課に提出が必要です。 |
| ③審査 | 申請書類の内容を確認します。
審査の結果、対象の方には免除申請書を交付します。
申請者は、NHKに免除申請書を郵送します。
NHKにおいて申請書類の確認後免除が認められた場合に免除が開始されます。 |

問い合わせ先
保健福祉課 (☎098-889-4416)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、障がいの程度に係わらず、携帯電話の基本使用料や各種サービスの割引が受けられます。詳細につきましては、各携帯電話販売店へお問い合わせください。

問い合わせ先
各携帯電話販売店

障がいのある方本人またはご家族等が所有する自動車で一定の要件を満たす場合、申請により自動車税（種別割・環境性能割）を減免する制度を設けています。詳細については、下記QRコードのリンク先またはお問い合わせ先へご連絡ください。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方のうち、一定の等級を有する障がいをお持ちの方もしくは障がい者と生計を一にする方
 ※戦傷病者手帳をお持ちの方も該当する場合があります。

申請期限

障がいの種類や環境性能割、種別割ごとに申請期限が異なりますので、お問い合わせください。

注意

減免を受けられるのは、軽自動車を含め障がいのある方1名につき1台に限ります。

問い合わせ先
 沖縄県税コールセンター
 (☎098-943-5021)



毎年4月1日時点で、障がいのある方本人または同一生計のご家族等が所有する軽自動車で一定の要件を満たす場合、申請することで軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。詳細については、下記QRコードのリンク先またはお問い合わせ先へご連絡ください。

また、役場税務課から毎年発送される納税通知書にも障がい者の区分・等級、申請に必要な書類の詳細を同封しています。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方のうち、一定の等級を有する障がいをお持ちの方もしくは障がい者と生計を一にする方
 ※戦傷病者手帳をお持ちの方も該当する場合があります。

申請期限

毎年、納期限までに申請を行うことで、減免を受けることができます。

注意

減免を受けられるのは、自動車を含め障がいのある方1名につき1台に限ります。

問い合わせ先
 税務課 (☎098-889-4413)



心身障がい者の方または、心身障がい者である親族を扶養している方は、勤務先または税務署へ申告すると、所得税が軽減されます。

対象者

以下に該当する心身障がい者または、心身障がい者である親族を扶養している方が対象となります。

- ・身体障害者手帳所持者（1級・2級は特別障害者）
- ・療育手帳所持者（「A」は特別障害者）
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者（1級は特別障害者）
- ・戦傷病者手帳所持者
- ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- ・65歳以上の方で障害の程度が障がい者に準ずるものとして町長等の認定を受けている方
- ・重度の知的障がい者と判定された方（特別障害者）
- ・常時病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方（特別障害者）

控除額

表 所得税の障害者控除一覧

区分	控除額	
	本人が心身障がい者の場合	扶養親族の場合（※） （該当親族1名につき）
障害者	270,000円	
特別障害者	400,000円	
同居特別障害者		750,000円

（※）配偶者控除の適用がない同一生計配偶者や、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を含む

問い合わせ先
那覇税務署（☎098-867-3101）

心身障がい者の方または、心身障がい者である親族を扶養している方は、勤務先もしくは税務署へ所得税の申告または住民税（町・県民税）申告すると、住民税の所得割が軽減されます。また、障がい者本人の合計所得が年間135万円以下の場合には非課税となります。

対象者

以下に該当する心身障がい者または、心身障がい者である親族を扶養している方が対象となります。

- ・身体障害者手帳所持者（1級・2級は特別障害者）
- ・療育手帳所持者（「A」は特別障害者）
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者（1級は特別障害者）
- ・戦傷病者手帳所持者
- ・65歳以上の方で障害の程度が障がい者に準ずるものとして町長等の認定を受けている方など

控除額

表 住民税の障害者控除一覧

区分	控除額	
	本人が心身障がい者の場合	扶養親族の場合（※） （該当親族1名につき）
障害者	260,000円	
特別障害者	300,000円	
同居特別障害者		530,000円

（※）配偶者控除の適用がない同一生計配偶者や、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を含む

問い合わせ先
税務課（☎098-889-4413）

視覚に障がいがある方および文字が読みづらくなってきた方を対象に、町広報誌「はえばる」、社協だより「ちむぐくる」、「議会だより」をCDに音訳し定期的に提供します。

(音訳活動：音訳サークルたんぼぼ)

対象者

視覚に障がいがある方、文字が読みづらくなってきた方

利用料

無料

支援の流れ

①相談・登録 社協へ相談・登録してください。

問い合わせ先
町社会福祉協議会 (☎098-889-3213)



町内の身体障がい者で組織し、会員相互の情報交換や親睦および地域の福祉増進を図ることを目的に活動を行っています。

主な事業

- ・総会 ・観月会 ・ピクニック ・ボウリング大会 ・研修会
- ・他市町村交流会 他

年会費

1,000円

問い合わせ先
南風原町身体障害者福祉会
(町社会福祉協議会内 ☎098-889-3213)



南風原町

〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地
TEL. 098-889-4415 FAX. 098-889-7657



社会福祉法人南風原町社会福祉協議会

〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町宮平697番地10
(総合保健福祉防災センターちむぐる館内)
TEL. 098-889-3213 FAX. 098-889-6269